

川崎市交通局規程第3号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月2日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

第1条 川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び特殊割増運行系統の5種類」を「、特殊割増運行系統及び臨時運行系統の6種類」に改め、「別表第5」の次に「、臨時運行系統については別表第5の2」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（臨時運行系統の乗車料金）

第12条の2 条例第2条の2の規定に基づく特殊な需要に応ずるため、第3条に規定する臨時運行系統に乗車する者に適用する乗車料金の種類は、次のとおりとする。

種類		料金	
臨時普通乗車料金	大人	現金	440円
		ICカード	440円
	小児	現金	220円
		ICカード	220円
臨時特殊乗車料金	大人	現金	220円
		ICカード	220円
	小児	現金	110円
		ICカード	110円

2 臨時特殊乗車料金は、条例第2条の3第1号又は第2号に該当する者に対して、これを適用する。

3 次の各号に掲げる乗車券を所持する者が、臨時運行系統に乗車する場合の乗車料金は、第1項に規定する乗車料金の半額（現金で支払う場合にあっては10円未満の端数を四捨五入し、ICカードで支払う場合にあっては1円未満の端数を四捨五入する。）とする。

(1) 1日乗車券

(2) 定期乗車券

4 第8条に規定する環境定期券制度を利用して臨時運行系統に乗車する場合の乗車料金は、1人につき臨時普通乗車料金の半額（現金で支払う場合にあっては10円未満の端数を四捨五入し、ICカードで支払う場合にあっては1円未満の端数を四捨五入する。）とする。

5 条例第2条の3第1号又は第2号に該当する者が、第8条に規定する環境定期券制度を利用して臨時運行系統に乗車する場合の乗車料金は、1人につき臨時特殊乗車料金の半額（現金で支払う場合にあっては10円未満の端数を四捨五入し、ICカードで支払う場合にあっては1円未満の端数を四捨五入する。）とする。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第5の2（第3条関係）

臨時運行系統

起点	主要経過地	終点
川崎駅		川崎マリエン前

第2条 川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を次のように改正する。

第3条中「、特殊割増運行系統及び臨時運行系統の6種類」を「及び特殊割増運行系統の5種類」に改め、「、臨時運行系統については別表第5の2」を削る。

第12条の2を削る。

別表第5の2を削る。

附 則

この規程中第1条の規定は令和8年3月2日から、第2条の規定は同年3月14日から施行する。